

東京都北区耐震化緊急促進アクションプログラム実施報告書

1. 令和7年度事業の実施予定内容

- (1) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
 - ①旧耐震基準の住宅については、引き続き地域を限定し、各住宅にポスティングを実施する。
 - ②新耐震基準の住宅については、令和6年度より区全域にポスティングを実施する。

- (2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促すような取組

令和6年度に東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業を利用して耐震診断を実施した世帯に対して個別連絡を行い、耐震化工事の実施意向及び区の助成事業の利用意向を確認する。

- (3) 改修事業者等の技術力向上を図る取組

「令和7年度東京都木造住宅耐震改修事業者講習会（耐震キャンペーン）」を東京都と連携して実施する。

- (4) 住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組
 - ①耐震改修事業者リストを作成し、ホームページで公開する。
 - ②「令和7年度東京都木造住宅耐震改修事業者講習会（耐震キャンペーン）」を東京都と連携して実施する。

- (5) 耐震化の必要性に係る普及・啓発を図る取組
 - ①町会自治会の掲示板等を活用した普及啓発を行う。
 - ②広報誌での周知を行う。
 - ③区実施イベント「ふるさと北区区民まつり」における耐震化ブースの出展により周知を行う。
 - ④区と一般社団法人の共催による耐震化無料相談会を実施する。

2. 令和7年度取組事業の実績

- (1) 戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組
 - ①旧耐震基準の住宅について、令和7年度までの各年度でポスティングを行うこととしており、令和7年度は、滝野川西地区を対象として、約3,300戸にポスティングを行った。
 - ②新耐震基準の住宅について、令和6年度から引き続き区全域にポスティングを行うこととし、実施した。

- (2) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促すような取組

令和6年度に東京都北区木造民間住宅耐震化促進事業を利用し、その後耐震化に関する補助事業を利用していない所有者に対して、電話による個別連絡を実施した。所有者の中で建替えを含む耐震化工事を行っているものはなかったため、耐震化の重要性の説明及び助成制度の案内を行った。

- (3) 改修事業者等の技術力向上を図る取組

都と連携し、改修事業者等向けのオンデマンド配信による講習会を実施した。住宅の耐震化施策

と助成制度の紹介及び耐震診断から耐震改修工事までの流れについて、実例や実務を踏まえた知識や技術についての講義を実施した。今後も都と連携し、継続的に実施していく。

(4) 住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ①ホームページにおいて、耐震改修事業者リストを公開し、広く区民へ周知を行った。今後も継続して情報提供を行う。
- ②都と連携し、改修事業者等向けのオンデマンド配信による講習会を実施した。住宅の耐震化施策と助成制度の紹介及び耐震診断から耐震改修工事までの流れについて、実例や実務を踏まえた知識や技術についての講義を実施した。今後も都と連携し、継続的に実施していく。

(5) 耐震化の必要性に係る普及啓発

- ①町会自治会の掲示板を利用した普及啓発を実施した。区内約 1,500 個の掲示板に、耐震化を促すリーフレットを掲示した。今後も掲示板を利用した普及啓発を実施し、耐震化の必要性を周知する。
- ②区広報紙にて事業の紹介及び耐震化の必要性に関する周知等を複数回行った。今後も継続して実施する。
- ③「ふるさと北区区民まつり」にて、耐震化に関する個別ブースを出展し、アンケート調査や耐震化パンフレット等の配布を行った。
- ④一般社団法人北区建築設計事務所協会との共催による耐震化無料相談会について、年 6 回実施した。今後も継続して実施する。